「先端設備等導入計画」は、中小企業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を計るための計画です。 市の認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。

# 「先端設備等導入計画」の申請方法

### 1. 事前確認・注意事項

- ・新規取得する設備が所在する、市区町村にて申請を行います。
- ・該当する新規取得設備の取得日より前に、「先端設備等導入計画」の認定が必要です。
- ・既に取得した設備を対象とする計画は認定されません。(特例はございません。)
- ・経営革新等支援機関の事前確認や市区町村における認定事務に一定以上期間を要する場合がありますので、余裕をもってご準備ください。
- ・中小企業庁の「先端設備等導入計画策定の手引き」を良く確認し、ご準備ください。



#### 2. 「先端設備等導入計画」の作成

- ・本市が策定した「導入促進基本計画」の内容に沿って、「先端設備等導入計画」を作成してください。
  - ⇒ 作成した「**先端設備等導入計画**」の内容を確認し、認定支援機関に確認を依頼します。
- ・税制措置を受けるためには、新規取得設備に係る工業会証明書を依頼します。
  - ※申請までに工業会証明書が取得できない場合には、本市に、後日追加提出する旨をお伝えください。



## 3. 「先端設備等導入計画」の申請・認定

(1)計画申請書(右記①~③)を提出します。 下記、申請先までご郵送下さい。

なお、税制措置を受けたい場合は、右記④ (後日追加提出する場合は⑤も必要) も提出ください。

- ※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース 取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は 右記⑥⑦も必要です。
  - (2)認定を受けた場合、市区町村長から認定書が交付されます。

く提出する書類>

- ①申請書(原本)
- ②認定経営革新等支援機関による事前確認書
- ③暴力団排除に関する誓約書(役員名簿含む)

(税制措置を受けたい場合)

- ④工業会証明書(写し)
- ⑤誓約書(④の追加提出を行う場合)
- ⑥リース契約見積書(写し)
- ⑦リース事業協会が確認した軽減額計算書(写し)
- ※様式は市のホームページより取得下さい。

久留米市 先端設備等導入計画 検索





## 4. 「先端設備等導入計画」の開始、取組の実行

※工業会証明を後日追加提出する場合は、証明を取得後に必要書類(上記④⑤)をご提出ください。

申請先及び問合せ先:久留米市商工観光労働部商工政策課(Tel:0942-30-9133)

〒830-8520 久留米市城南町15番地3